

法改正に対応！

外国人の雇い方・働かせ方 雇った後に「まずい！」を避ける 適正対応セミナー

本年4月に施行される入管法改正。これにより新たに作られる在留資格である、「特定技能1号」に関して、制度や法律自体の概要・ポイントと、実際にこの資格で入国した外国人を雇用する可能性のある事業者様が知っておくべき留意点を、わかりやすく説明します。

開催日時

2019年 2月20日(水)16:30～18:00
@コンパルホール309会議室(大分市府内町1-5-38)

こんなお考えを持つ経営者の方々をご参加をお勧めいたします！

- ✓ 今回の法改正の内容と留意点を押さえておきたい
- ✓ 今後、外国人の雇用を考えた場合に整備しておくべきことを知りたい
- ✓ 日本人と外国人の「働かせ方」の違いについて分かっておきたい

セミナー講師紹介



弁護士田中 良太

(大分県弁護士会所属)

別府市に生まれる。大分県弁護士会登録と同時に大分みんなの法律事務所入所。

【取扱分野】

企業法務・交通事故

【セミナー実績(2018年開催順)】

中小企業向け「労働契約の使い分け」

中小企業診断士向け「非正規雇用の処遇改善に関する司法の動き」

介護支援専門員向け「成年後見制度について」

社会保険労務士向け

「労働契約法20条を巡る最高裁判決を踏まえた企業対応の実務」

中小企業診断士向け

「同一労働同一賃金の実現に向けて企業等が取り組むべき課題」

児童相談所職員向け「親権等に関する法律知識について」

企業内研修「セクハラ・パワハラセミナー」

講座概要

当事務所では大分県内の経営者様を対象にしたセミナーを随時開催しております。
今回は入管法改正案で新たに作られる在留資格である、「特定技能1号」に関して、この資格で入国した外国人を雇用する可能性のある事業者様では知っておきたい、本年4月に施行される入管法改正の概要・ポイント・留意点を、わかりやすく説明します。
本セミナーを通じて、今後の健全な事業活動のお手伝いできればと思っております。

セミナーテーマ

外国人の雇い方・働かせ方 思わぬ落とし穴を避けるために

セミナー内容

- 1.最近の法改正の内容を分かりやすく解説します。
- 2.どうやって外国人労働者を雇うのか？方法をお伝えします。
- 3.外国人労働者を受け入れるために必要な準備は？
- 4.外国人労働者の働かせ方と日本人の働かせ方の違い？

開催概要

日時

2019年2月20日(水) 16:30~18:00

会場

コンパルホール309会議室(大分市府内町1-5-38)
※車でお越しの場合は近隣のコインパーキングをご利用下さい。

受講料

2,000円 (※顧問先様無料)

連絡先

097-574-7225 (担当：藤田)

参加ご希望の方は、下記の方法いずれかでお申込みください。

①下記枠内をご記入の上FAXにてご返送 ②事務所HP問合せフォームより

締切：2月13日(木)18:00 FAX：097-574-7325

貴社名	ご芳名	
ご住所		
ご連絡先	【TEL】	【FAX】
Eメールアドレス	@	
メールマガジンの希望	<input type="checkbox"/> 隔月で、経営者の皆様に有益な法改正や労務問題、その他法律問題に関する情報発信を行っています。	

大分みんなの法律事務所

〒870-0026 大分市金池町2丁目1番3号 レインボービル5階

